

【学生理事委員会規程】

第1条

一般社団法人全日本学生テニス連盟（以下「本連盟」という。）は、定款第44条により、事業運営機関として学生理事委員会を設ける。

第2条

1. 学生理事委員会は本連盟の理事のうち学校教育法に基づく大学又は短期大学の学生の身分を有する本連盟直属の理事及び事務局長により構成される。
2. 学生理事委員会の委員長は理事長が務める。
3. 学生理事委員会は本連盟の事業計画に基づく事業について、企画・運営を行う。
4. 委員長は事業運営の必要に応じ、委員会に他の理事及び本連盟幹事の参加を認める。「幹事」とは本連盟の運営に携わる学生の内、理事でないものを指す
5. 学生理事委員会は必要に応じ業務執行理事会に活動状況を報告しなければならない
6. 学生理事委員会は次期理事長候補を業務執行理事会へ推挙する。
7. この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2023年4月1日より施行する

制定日：2023年5月27日

【加盟団体規程】

第1条（目的）

一般社団法人全日本学生テニス連盟（以下「本連盟」という。）は、定款第5条に定められている加盟団体の細則としてこの規程を制定する。

第2条（細則）

加盟団体である地域学生テニス連盟ならびにその加盟校は、本連盟と類似する団体を組織することはできない。

2. 加盟団体である地域学生テニス連盟に登録する選手は、当該地域学生テニス連盟に加盟登録している学校の体育会硬式テニス部もしくはそれに準ずる硬式テニス部に所属していなければならない。
3. 加盟団体である地域学生テニス連盟は、各連盟が別に定めた学生選手登録規約にしたがい選手の資格審査をおこなうものとする。
4. 加盟団体である地域学生テニス連盟の加盟校および登録選手は各地域学生テニス連盟の定めるところに基づいて登録費を支払わなければならない。
5. 加盟団体である地域学生テニス連盟の加盟校および登録選手は、本連盟定款ならびに本連盟主催大会規約を遵守しなければならない。これに違反した場合は、定款第13条に基づき処罰することがある。また、地域学生テニス連盟の加盟校および登録選手は所属する地域学生テニス連盟の規約を遵守しなければならない。

第3条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2023年4月1日より施行する

制定日：2023年5月27日

【アンチ・ドーピング規程】

第1条

一般社団法人全日本学生テニス連盟は、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が発効した世界ドーピング防止規程（WAD Code）を遵守するものとする。

運用にあたっては公益財団法人日本テニス協会のアンチ・ドーピング指針に沿うものとする。

附則

この規程は、2023年4月1日より施行する

制定日：2023年5月27日

【学校登録費及び選手登録費規程】

第1条（目的）

一般社団法人全日本学生テニス連盟（以下「本連盟」という。）は、定款第5条第1項に定められている加盟団体に登録資格を持つ学校及び選手の登録に関する必要な事項を定めるためにこの規程を制定する。

第2条（登録者の種類）

次に掲げる者は、本連盟に登録しなければならない。

本連盟が主催する大会、加盟団体が主催する大会、これらの大会に出場する学校及び選手

第3条（登録料）

登録された者は、所定の登録料を本連盟に納付しなければならない。

第6条（事務の委託）

本連盟は、前条の登録に関する事務を各地域学生テニス連盟に委託することができる。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める細則・基準等によるものとする。
2. 本連盟に納付する学校登録費及び選手登録費の金額は次の通りとする。

学校登録費 男女別 1校 5,500円

選手登録費 関東・関西地域 1名 1,900円

その他の地域 1名 1,200円

3. この規程は、2023年4月1日より施行する

制定日：2023年5月27日